

令和2年度前学期授業料最終猶予期限の延長について

新型コロナウイルスの影響による経済状況の変化を鑑み、令和2年度前学期授業料の最終猶予期限(令和2年7月14日(火))を延長することとなりましたので、お知らせいたします。

当該学期の最終猶予期限は、**令和2年9月30日(水)**となります。(令和2年9月卒業及び修了予定者は、令和2年8月31日(月)となります。)

既に授業料等徴収猶予許可申請書を提出されている学生は、9月30日までの延長を認め、再申請の必要はございません。提出されていない学生は、申請期間は過ぎておりますが、今回に限り、授業料等徴収猶予許可申請書を提出いただくことで延長が可能となりますので、財務部会計課へお問い合わせください。

延長部分： ■■■▶

年次等	7月	8月	9月
学群・学部生 1～3年次 4年次3月卒業予定者	(従前) 最終猶予期限 7/14		(延長後) 最終猶予期限 9/30
大学院生 1年次 2年次3月修了予定者			
学群・学部生 4年次9月卒業予定者	(従前) 最終猶予期限 7/14	(延長後) 最終猶予期限 8/31	
大学院生 2年次9月修了予定者			

問い合わせ先：財務部会計課

0980-51-1051